

Q.

関連会社の代表取締役となりました。現在の会社にも今まで通り勤務し、両社から報酬を得ますが、社会保険の取り扱いはどうなりますか？

A.

2以上の事業所に勤務し、それぞれ社会保険の加入対象となった場合は、主たる事業所を選択し、その事業所を管轄する年金事務所等に「二以上事業所勤務」の届出を行うこととなります。

★二以上事業所勤務届とは★

正しくは「健康保険・厚生年金保険 所属選択・二以上事業所勤務届」といい、複数の事業所で勤務し、報酬を受けることにより、それぞれの事業所で社会保険の被保険者となる場合に届出が必要となります。なお、臨時に雇用された場合や勤務が短時間である等、社会保険の適用要件を満たさない場合はそもそも被保険者とはなりません。

★役員等の取り扱い★

行政解釈において、法人の理事、監事、取締役、代表社員および無限責任社員等の法人の代表者等については、出勤状況や役員会への出席状況、報酬の実態等を勘案し、被保険者として取り扱うこととされています（昭24.7.28保発74）ので、ご質問のケースでは社会保険の被保険者に該当すると考えられます。

★複数の事業所が全て協会けんぽの場合★

被保険者自身がいずれかの事業所を選択し、選択した方の年金事務所に届出を行うことにより、各事業所は按分された社会保険料を負担し、納付することとなります。なお、それぞれの事業所で事前に資格取得の届出がされていることが必要です。

★協会けんぽと組管健康保険／異なる組管健康保険の場合★

組管健康保険を被保険者として選択する場合は、健保組合と管轄の年金事務所のそれぞれに届出が必要となります。協会けんぽと組管健康保険の場合は、保険料は按分負担となりますが、異なる組管健康保険のうち、いずれかの健保組合を選択する場合は、基本的には選択した組合に所属する事業所のみが健康保険料の納付義務を負うこととなりますので、事業所間で按分ルールを決める必要があります。なお、健保組合により取り扱いに違いがありますので、事前に確認することが必要です。

★算定基礎届と月額変更届★

算定基礎届は選択事業所の被保険者にそれぞれの事業所が専用紙にて届出を行いますので、他の被保険者とは別の届出書を作成することとなります。

また、いずれかの事業所で固定的な報酬に変動があった場合、変動月から継続する3カ月間の平均報酬が、従前と2等級以上の差が生ずる場合は、選択事業所の被保険者に対して月額変更届の提出が必要です。なお、1つの事業所で月変に該当しなければ、複数の事業所の合算した報酬月額で2等級以上の差が生じたとしても、月変対象となりません。